

5 計画相談支援の推進について

サービス等利用計画については、平成 27 年 4 月からは障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち作成することとしており、それまでの間は、相談支援の提供体制を考慮する観点から、段階的に対象を拡大する取扱いとしている。

障害福祉計画では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成 27 年度から全例に対応するため、平成 26 年度は平均して全国で 18.9 万件に対応できるような体制とする必要があると見込まれている。しかし、平成 24 年 4 月以降の計画相談支援の利用実績では、これまでも述べてきたとおり、利用者数は増加傾向にあるものの平成 25 年 6 月分では 3.6 万件となっており、第 3 期障害福祉計画の見込値（平成 24 年度：6.8 万件、平成 25 年度：13.2 万件）と比較すると乖離が生じている。

計画相談支援の利用については、地域によって大きく差が見られ、平成 27 年 4 月までには全例についてサービス等利用計画の作成が可能と思われる自治体もある一方、現状のままでは実現が困難な自治体もある。そのため、管内市町村のうち、取組が進んでいるところについては、その進捗を維持させる一方、取組が遅滞しているところの底上げを行うことが今後の重要な課題である。

厚生労働省としては、これまでも、計画相談支援の利用者数を見込んだ上で、計画的に相談支援専門員の増員の必要性や地域内において必要となる特定相談支援事業所の新規指定の必要性の有無を把握し、地域の相談支援の提供体制の整備を図るようお願いしているところである。今回、各都道府県における相談支援事業所 1 ヶ所当たりの利用者数の資料を添付しているが、直近の 1 事業所当たりの利用者数を見込み、新たに事業所の確保が必要なのか相談支援専門員の確保が必要となるのかといった地域の実情に合わせた更なる取組の追加・見直しを行うことも必要である。そのような観点にも留意しつつ、引き続き相談支援の提供体制の整備に努めていただきたい。

さらに、平成 25 年 9 月 12 日付事務連絡「計画相談支援の取組」において、お示ししているとおり、

- ① 平成 26 年度予算概算要求の推進枠において、都市部等の多くの計画未作成者を抱える相談支援事業所に臨時職員や補助職員を配置するための経費等を計上している。
- ② 計画相談支援の運営や計画作成の趣旨、サービス等利用計画の作成が進まない原因や対策の説明、基幹相談支援センターや自立支援協議会との連携により計画作成が進んでいる自治体の事例紹介等、市町村と相談支援事業所の連携の重要性等を内容とした市町村セミナーを 11 月 29 日に開催する予定である。

各都道府県においては、趣旨を理解の上、①については予算化を積極的にご検討いただくとともに、②も含めて管内市町村へ周知されたい。

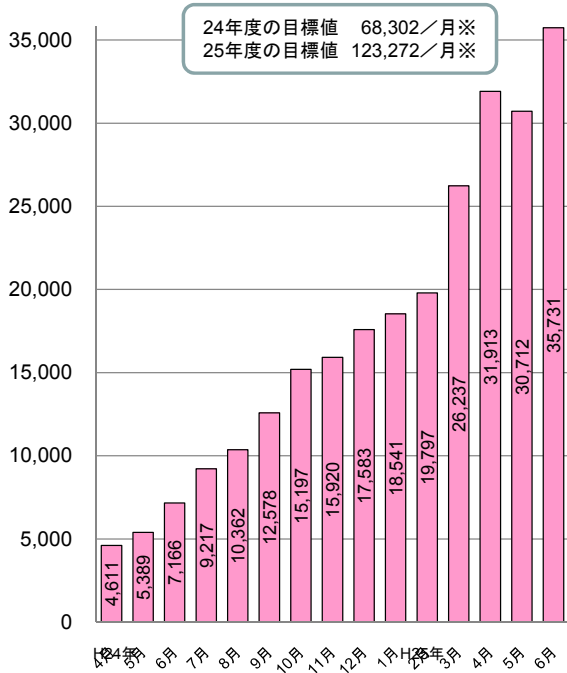
その他、参考資料として、現在の各都道府県における現時点での進捗状況や対応を進めるに当たっての考え方を整理した資料等を掲載しているので、これらも参照の上で、今後の相談支援事業所の体制の整備や第3期障害福祉計画から遅れが生じている管内市町村に対して、要因の把握や改善に向けた必要な指導や助言等をお願いする。

なお、これまで、市町村において、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を設置し、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成等の支援を行うことや、都道府県及び市町村においては、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的とした協議会において専門部会を設置し、地域の実情に合わせた計画的なサービス等利用計画の対象者の選定や事例を通じた実践力を高める等の取組をお願いしてきているところである。これらは更なる計画作成の促進と質の向上のためにも、極めて有効と考えられるので引き続き推進を図っていただきたい。

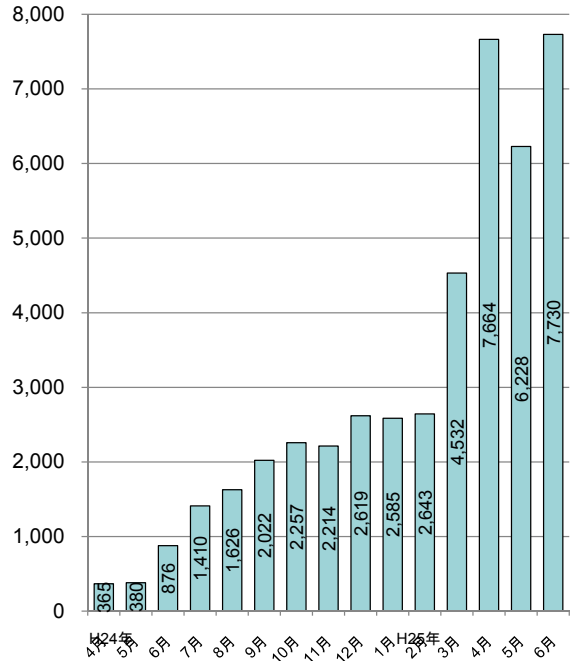
相談支援の利用状況（平成24年4月～）

国保連集計

計画相談支援



障害児相談支援

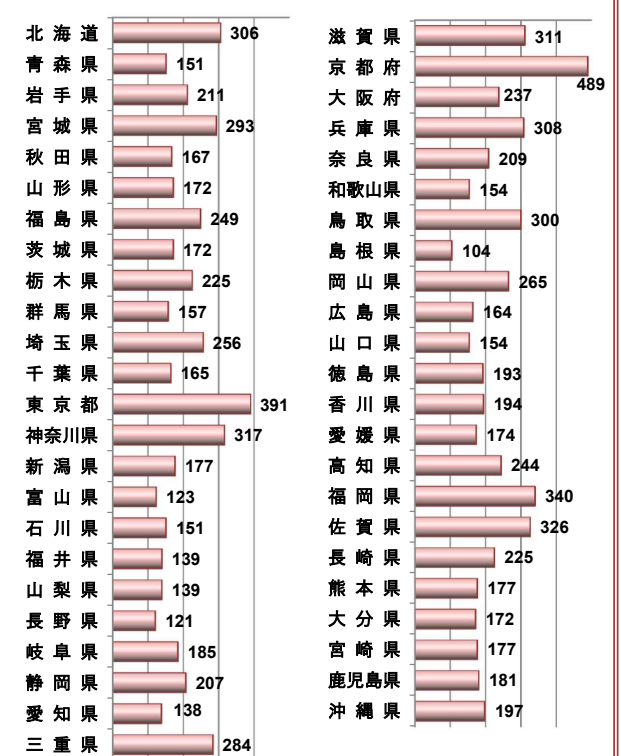


計画相談支援利用実績

○都道府県別事業所数・利用者数（H25.6）

都道府県	事業所数	サービス利用者数	都道府県	事業所数	サービス利用者数
北海道	142	43,426	滋賀県	25	7,778
青森県	64	9,685	京都府	31	15,160
岩手県	43	9,086	大阪府	213	50,525
宮城県	41	12,028	兵庫県	93	28,655
秋田県	41	6,858	奈良県	35	7,308
山形県	38	6,522	和歌山県	44	6,758
福島県	42	10,447	鳥取県	17	5,106
茨城県	74	12,702	島根県	59	6,162
栃木県	43	9,689	岡山県	42	11,139
群馬県	57	8,963	広島県	93	15,263
埼玉県	100	25,620	山口県	54	8,293
千葉県	135	22,237	徳島県	30	5,779
東京都	153	59,772	香川県	26	5,044
神奈川県	117	37,052	愛媛県	53	9,205
新潟県	71	12,557	高知県	22	5,361
富山県	44	5,416	福岡県	87	29,601
石川県	44	6,651	佐賀県	17	5,549
福井県	40	5,572	長崎県	49	11,026
山梨県	34	4,729	熊本県	69	12,180
長野県	102	12,329	大分県	51	8,760
岐阜県	51	9,426	宮崎県	41	7,246
静岡県	82	16,959	鹿児島県	69	12,466
愛知県	224	30,891	沖縄県	56	11,020
三重県	32	9,077	合計	3,090	673,078

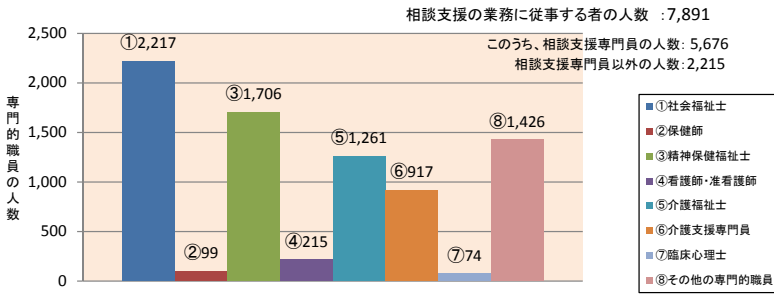
○1事業所当たり利用者数（H25.6）



出典：国保連示一タ（平成25年6月）

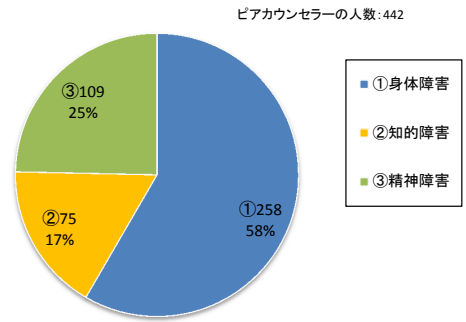
指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている専門的職員の人数

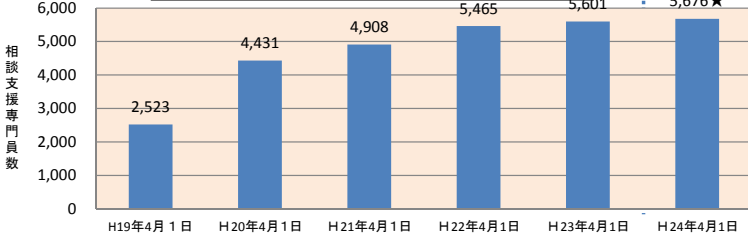


※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。
 ※指定一般相談支援事業所の指定のみを受けている場合の相談支援の業務に従事する者の人数(1,934人)は、「調査結果(都道府県)」に掲載。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されているピアカウンセラーの人数

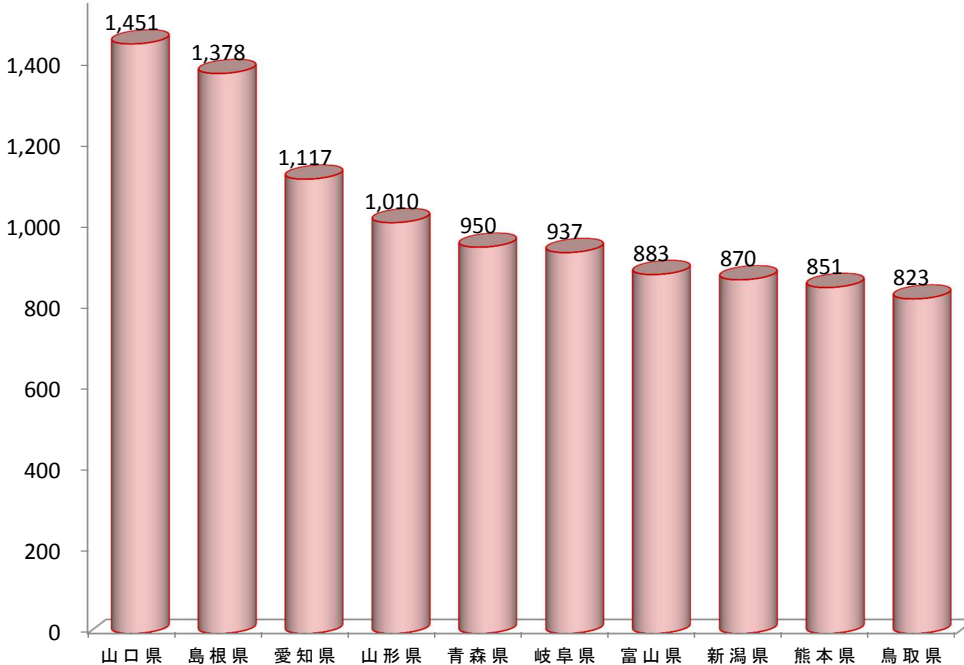


指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員的人数(経年比)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員的人数。
 ※H23年4月1日の相談支援専門員的人数は、被災3県を除くデータ。
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員的人数も含めて計上している。
 ★指定一般相談支援事業所の指定のみを受けている場合の相談支援専門員的人数(1,296人)は、「調査結果(都道府県)」に掲載。

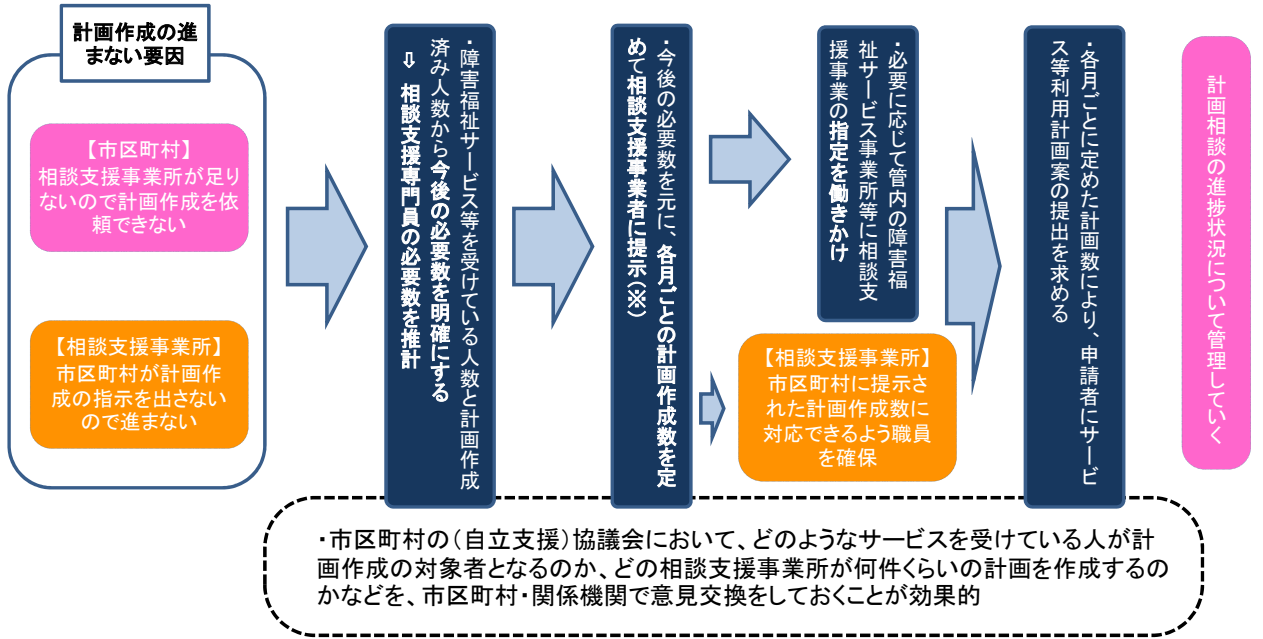
障害福祉サービス等の利用者1万人当たりの計画相談支援の利用者数



順位	都道府県	実績
1	山口県	1,451
2	島根県	1,378
3	愛知県	1,117
4	山形県	1,010
5	青森県	950
6	岐阜県	937
7	富山県	883
8	新潟県	870
9	熊本県	851
10	鳥取県	823

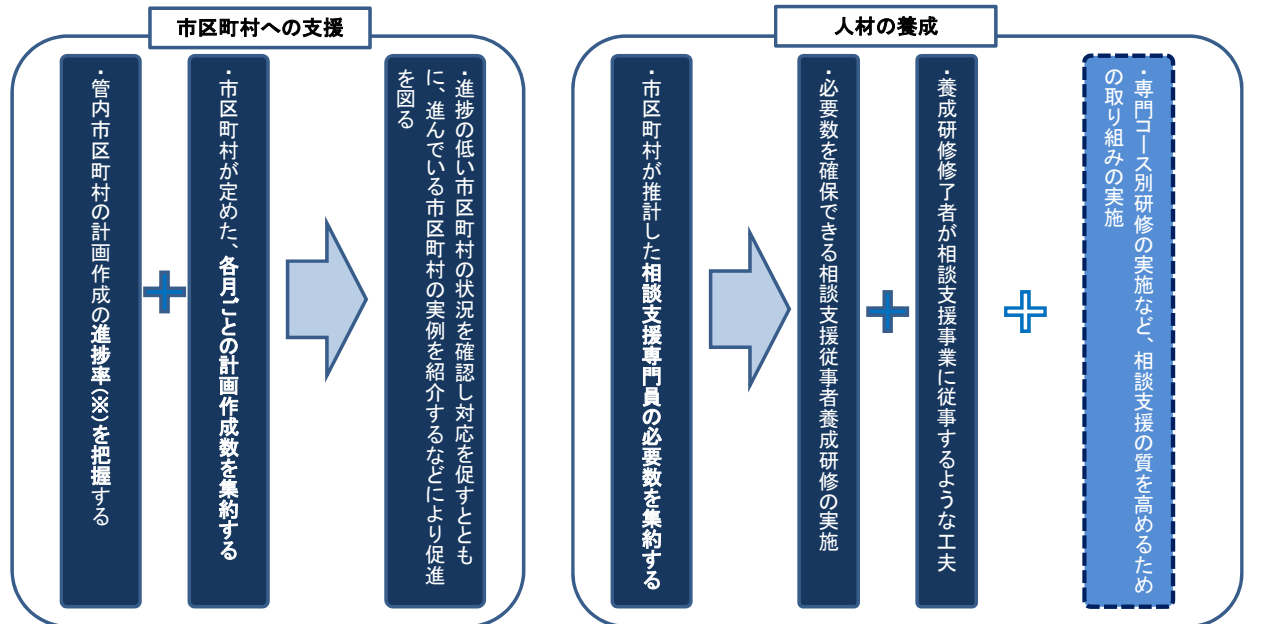
出典：国保連データ（平成25年6月分）

計画相談を促進するための対応(市区町村)



※ 各月が困難であれば四半期など適切な期間を設定

計画相談を促進するための対応(都道府県)



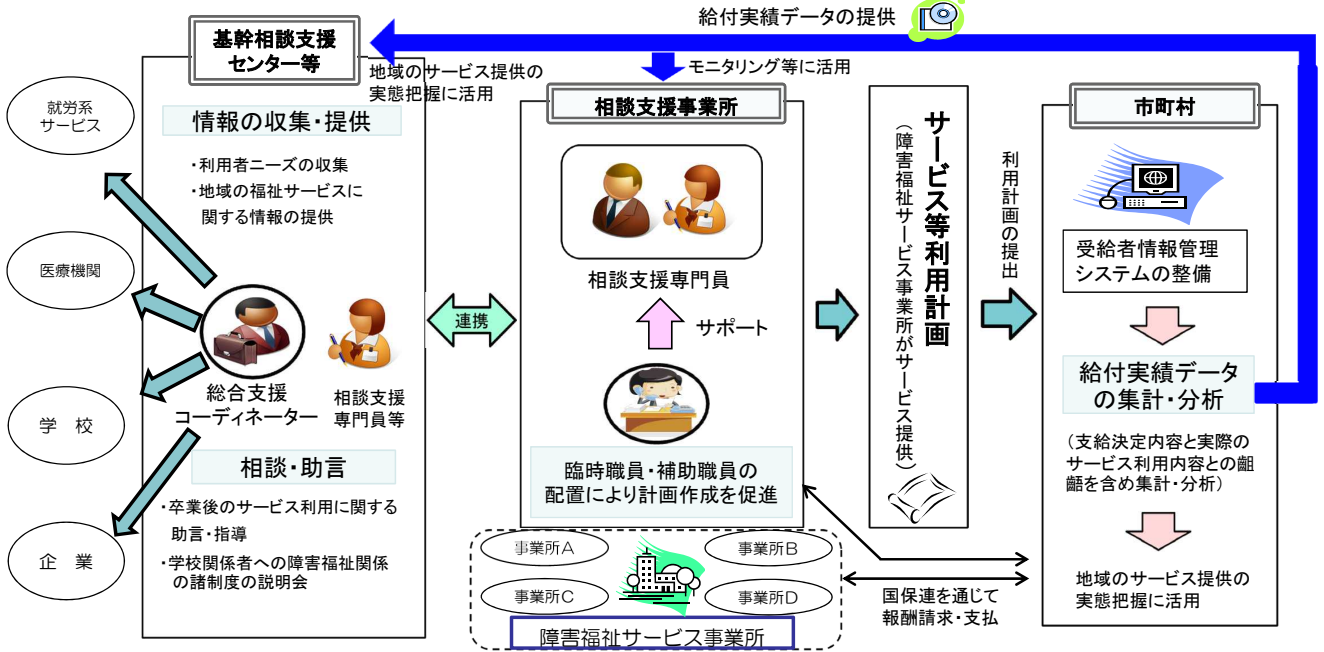
都道府県(自立支援)協議会において、人材養成の方針などについて協議する場を設けることが望ましい

※ 進捗率 = (計画が作成されている人数) / (サービス等利用計画案作成対象者)

社会参加推進のための相談支援の充実等

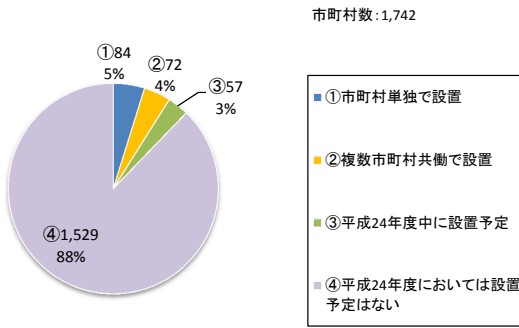
①・②: 地域生活事業費補助金129億円の内数
③: 障害者総合支援事業費補助金29.6億円

- ① 卒業を控えた時期や就職時等に、学校等の相談支援ニーズを顕在化させることを目的として、現場に赴き、地域のサービスや利用者のニーズに関する情報の収集・提供や事前相談・助言を行い、個別の計画相談支援に繋げる「総合支援コーディネーター」を相談支援事業所(基幹相談支援センターや委託相談支援事業所)に配置し、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための支援を行う。
- ② 平成26年度末までにサービス等利用計画の作成を利用者全員に対して実施できるようにするため、都市部等の多くの計画未作成者を抱える相談支援事業所に臨時職員や補助職員を配置し、相談支援専門員の負担の軽減を図り、計画作成業務の円滑化・迅速化を促進する。
- ③ 平成27年度報酬改定等に対応して、障害者の社会参加を支える障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるようにするとともに、より本人の心身の状況や生活環境に合った適切なサービス等利用計画の作成につなげるため、給付実績データの集計・分析機能を有する自治体の受給者情報管理システム等を整備する。

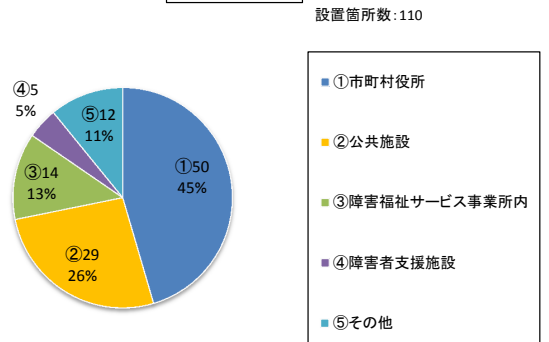


基幹相談支援センターについて

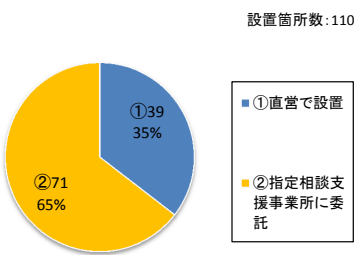
基幹相談支援センターの設置状況



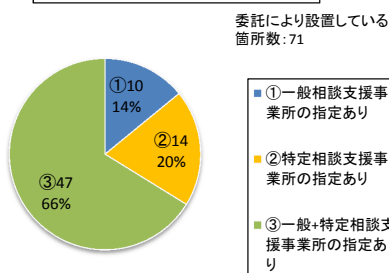
窓口の設置場所



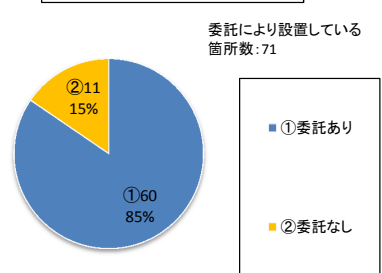
基幹相談支援センターの設置方法



委託により設置する場合の委託先の相談支援に係る指定状況



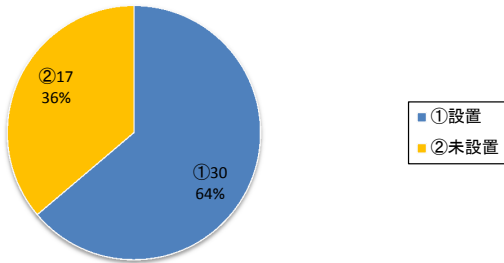
委託により設置する場合の障害者相談支援事業の委託状況



都道府県自立支援協議会について

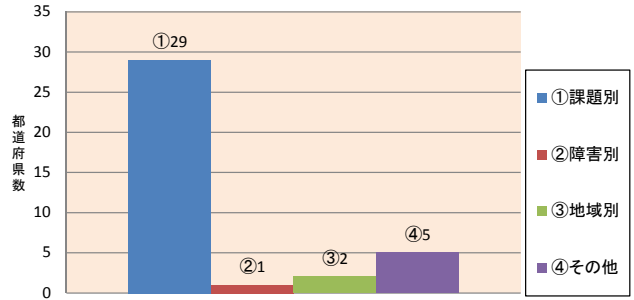
都道府県自立支援協議会の専門部会の設置状況

設置都道府県: 47



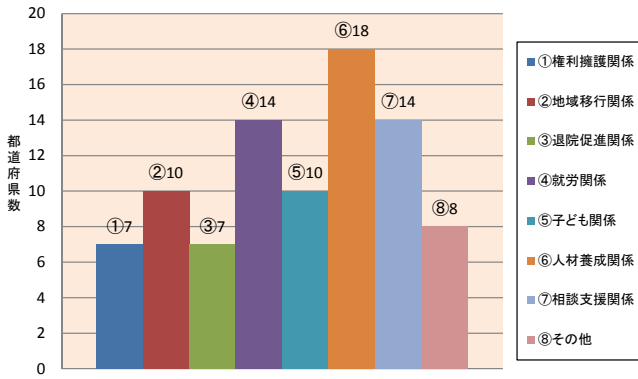
都道府県自立支援協議会の専門部会の種類

専門部会設置都道府県: 30



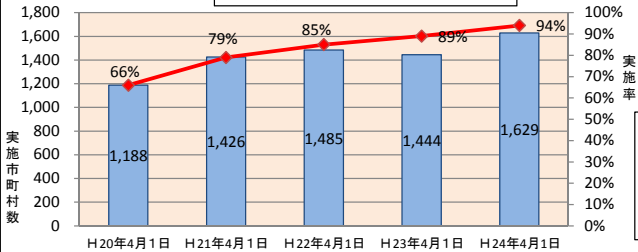
専門部会を課題別に設置している場合の課題の種類

専門部会設置都道府県: 30



市町村自立支援協議会について

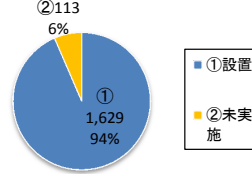
自立支援協議会の設置状況(経年比較)



※平成23年4月1日以前の設置状況は、地域自立支援協議会の設置状況。
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。

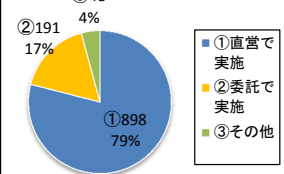
自立支援協議会の設置状況

市町村数: 1,742



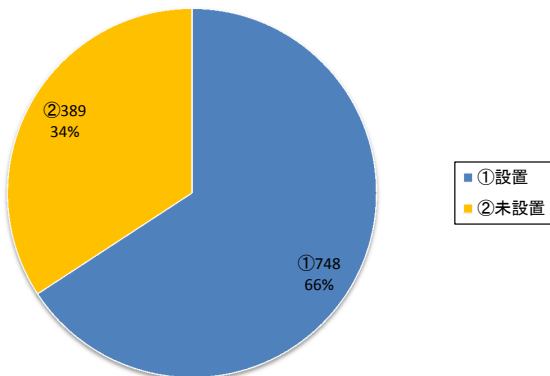
自立支援協議会の事務局の運営方法

協議会数: 1,137



自立支援協議会の専門部会の設置状況

協議会数: 1,137



専門部会を課題別に設置している場合の課題の種類

課題別の専門部会設置協議会数: 674

